

第2号議案 福田地区乗合タクシーの実験運行について

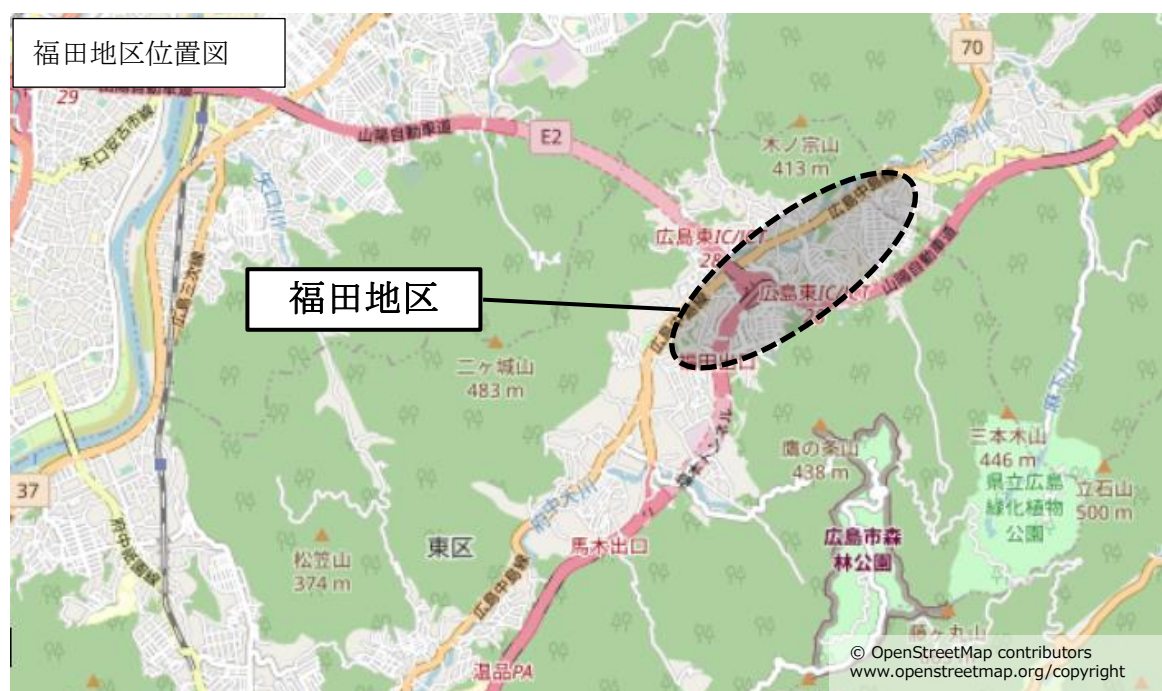
福田地区において、地域の生活交通の確保に向けた取組の一環として、新たに乗合旅客運送の導入を行うこととなったことから、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等となっているか等について、その事業計画案をお諮りするものである。

■ 取組の経緯・背景

東区福田地区は、広島市東部に位置しており、地域の公共交通としては、当該地区を南北に縦断する県道70号（広島中島線）沿いに広島バスが運行するバス路線が走っているものの、停留所までは急勾配の道路を含んでおり距離がある。また、地区内には、県道南側に開発された団地があり、縦勾配が5%を超える道路が多く存在しているため、自家用車等の交通手段を持たない高齢者にとっては移動が困難であり、同地区における生活交通の確保が必要不可欠な状況となっている。

このため地域が主体となって、地域住民・運行事業者・広島市が参画する「福田地区生活交通対策地元協議会」を立ち上げ、アンケートの実施やワークショップの開催を通じ、生活交通の確保に向けた取組を行ってきたところである。

今後もアンケート結果等の分析を通じて、地域の実情にマッチした利用しやすい生活交通となることを見据え、令和4年3月末からの実験運行開始を目指して検討を続けている。



時 期	内 容
令和元年 7 月	福田地区連合町内会長から市都市交通部へ生活交通導入に係る相談
令和元年 9 月	市政出前講座の開催
令和元年 11 月	出前講座の内容を踏まえ、生活交通導入に向け具体的に取り組むことを決定
令和 2 年 1 月	勉強会の開催
令和 2 年 3 月	アンケートの実施（潜在ニーズの把握）
令和 2 年 8 月	ワークショップ開催（移動ニーズの可視化）
令和 2 年 9 月	アンケート及びワークショップの結果を踏まえた、運行スキーム案を作成・経費計算
令和 2 年 12 月	事業者等の関係機関との協議に向けた実行委員会の立ち上げ 実行員委員会から地元タクシー事業者へ運行担い手の打診 （後日）地元タクシー事業者から正式に辞退の申し入れ
令和 3 年 1 月	広島県タクシー協会を通じ、運行事業者を募集→2 社からの応募
令和 3 年 4 月	地元協議会発足、地元案を 2 社に提示
令和 3 年 7 月	地元案をベースに 2 社からの提案
令和 3 年 8 月	地元協議会において 1 社（つばめ交通）をパートナーに決定
令和 3 年 11 月	実験運行に係るダイヤ等の決定に向けた直前アンケートの実施
令和 3 年 12 月	試走会の実施 乗降ポイントに係る地先民地及び民間施設との調整
令和 4 年 1 月	交通会議開催
令和 4 年 3 月	実験運行開始（予定）

※乗合運送の形態やサービス水準等について、地域の実情を加味したうえで、具体的な協議を行う会議で、学識経験者、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は利用者の代表、運輸局、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、該当地域を管轄する交通管理者、道路管理者、広島市で構成。

■ 事業計画案について

当該地区において導入しようとしている乗合旅客運送の事業計画は以下のとおり。

事業計画案			
名 称	福田地区生活交通（仮称）		
実施主体	福田地区生活交通対策地元協議会（構成：福田連合町内会、つばめ交通㈱、市都市交通部、東区役所地域起こし推進課）		
運行事業者	つばめ交通株式会社 （事業計画承認後、道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可手続に着手予定）		
運行路線・ 運行日等 (P.4~5 路線図参照)	路線	系統1 (第1便)	系統2 (第2便以降)
	運行日	週3回（月・水・金曜日）	
	キロ程 所要時間	(循環) 8.2 km・38分	(循環) 9.4 km・43分
	停留所	27か所（乗降ポイント含む）	
運行便数	①系統1 1便/日 ②系統2 4便/日		
運 賃	大人：300円 小児：100円 （小学生未満無料） 往復利用：500円（大人のみ復路200円） 回数券販売：3,300円分の運賃回数券を3,000円で販売 身体障害者手帳所持者及びその介護人：100円 精神障害者手帳所持者及びその介護人：100円 療育手帳所持者及びその介護人：100円		
使用車両 (P.6 使用車両参照)	ジャンボタクシー（乗車定員10人）、予備含め2台		

